慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	弁護士 原田敬吾とバビロン学会の設立
Sub Title	
Author	森, 征一(Mori, Seiichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1987
Jtitle	近代日本研究 Vol.4, (1987.) ,p.161- 179
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	福澤門下生特集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19870000-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

弁護士　原田敬吾とバビロン学会の設立

森　征一

一

慶應義塾が法律学を修得した人材を世に送り出すのは、大学部に法律科が開設された明治二三年以降のことである。しかしそれ以前の義塾卒業生のなかには、周知の如く、法曹界または法学界で活躍した者も少なくない。[1] 本稿で紹介する原田敬吾もそのうちの一人であろう。彼は弁護士として法曹界で実務活動をするかたわらで、民間の古代法史学者として法学界で学問活動に情熱を傾けた人である。とりわけ彼は、有志を募って、わが国において初めて古代オリエント研究を目的とする「バビロン学会」を創設し、日本における古代オリエント史研究の基礎を築き上げた人[2]として、忘れてはならない塾員の一人であろう。本稿では、塾史上、これまで不当にも埋もれて知られずにきた原田敬吾の事跡を掘り起こし、[3] 慶應義塾における法史研究の伝統の源泉に、いくらかでも迫ってみたいと思う。

(1) 慶應義塾における法学の伝統については、『慶應義塾百年史』別巻（大学編）の手塚豊・向井健「法律学科」、四〇三ページ以下参照。

(2) 原田と「バビロン学会」との関連については、三笠宮崇仁「日本における古代オリエント研究の発達について」(『オリエント』第九巻二―三号、一九六六年)、七―一二ページ、同「ここに歴史はじまる」(『大世界史』I、文芸春秋、昭和四二年)、三四八―九ページ、小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』(日本評論社、昭和四八年)、二七八―二八三ページ参照。

(3) 原田については、富田正文監修・丸山信編著『福澤諭吉とその門下書誌』(慶應通信、昭和四五年)、一六〇ページに、その簡単な略歴と著作一点が紹介されているにすぎない。なお、私も以前、「無形の遺産」と題して簡単な記事を書いたことがある(『慶應義塾大学報』一四巻五号、昭和五四年八月、八ページ)。

二

原田敬吾[1]は、慶応三年一二月二五日、父種徳(嘉永元年一二月生―明治四四年九月一二日没)、母ヨシ(嘉永三年七月生―昭和一〇年九月五日没)の長男として、秋田県秋田市に生まれた。父種徳[2]は旧佐竹藩士で、大審院判事として活躍した人である。彼は、大津事件が落着してから約一年後、大審院長児島惟謙ら七大審院判事が、待合等で花札賭博をしたとして、判事懲戒法により懲戒裁判に付された、いわゆる司法官弄花事件の懲戒裁判所の裁判長として裁判に携わり、明治二五年七月一二日、児島ら七大審院判事に、証拠なしとして免訴を言渡した人として、明治司法史上、その名を知られている[3]。彼は、敬吾を頭に、信三、恭助の三人の息子と二人の娘をもうけた。長女は、後の大審院長和仁貞吉に嫁ぐことになる。

原田は、早くから俊才としてきこえていたらしい。明治一四年一一月、彼は、学問への志を立てて上京し、同年一一月一三日、慶應義塾に入学した。同年には、後に原田の学問活動のパトロンとなる鐘紡の創立者武藤山治も入塾している[4]。『入社帳[5]』には左のように記されている。

本人姓名　　原田敬吾

府県住所身分　秋田県羽後国南秋田郡中谷北町士族
入社ノ年月　明治十四年十一月十三日
証人ノ住所姓名　芝愛宕町三丁目二番地寄留
大分県平民　高谷恒太郎

彼は在塾中、英学を学び[6]、明治一八年四月、本科を卒業した[7]。

原田は、在学中の明治一六年一月一三日、同年度の三田演説会の発会に先立ち、義塾から試文褒賞を授与された。周知のように、福澤は、衆人にたいする意志伝達の手段として、弁論によるものと文章によるものとの二つの方法をともに重視し、弁論と文章の練磨を奨励すべく、一方で三田演説会を開催し、他方で試文褒賞を行なっていた。後者についていえば、義塾は、年に一度、塾生に文題を出し、応募作品にたいして褒賞していた[8]。明治一五年度における「中年生試文文題」は「養子の得失」というもので、原田はこれに応募し、みごと入賞し、褒賞として「ベイン氏クリチスムミル一部」を授与された[9]。

『三田演説日記』第三号（表紙には『三田演説会誌』第三号とある）によれば、原田は、卒業直後、三田演説会に関係し、明治一八年六月二七日の第二三七回大会で、「宗教論」と題して演説を行なったのを皮切りに、同年一二月一二日の第二四五回のそれまで、四回にわたって演説を行なっている。原田の演説のなかで、彼の後の古代オリエント研究と関連して興味深いのは、上記「宗教論」とともに、七月一一日の二三八回三田演説会で行なった「歴史学」と題する演説であろう。演説の内容は知りえないが、原田は早くも、この時期に、歴史学にたいして興味を示していたのである。

原田はまた、父の影響からであろうか、卒業後すぐに法律家をめざし、代言人試験に挑戦したらしい。原田の

門下生である内藤智秀氏（元聖心女子大学教授）によれば、原田はすでに一九歳のときに、代言人試験に合格していたが、年齢が一歳足りず、代言人資格を得ることができなかったという。もしそうだとすれば、原田は、卒業後ただちに代言人試験を受けたのであろう。

卒業の翌年、明治一九年に原田は、法律学を修得すべく、アメリカ留学に旅立った。父種徳はわが子の渡米を前にして、敬吾に、海外留学にあたっての訓戒の一文を書き送っている。

送敬吾文[10]

大日本国、自覚汽船之利、見大洋如地、見万邦如鄰、負笈航千里之外、以学其文明者、逐年而益加矣、然千里航海之費、未必譲於千里陸行之用、況外邦之物価倍蓰□乎、其費用実要数千金、是故学外邦者、非受官府之資者、則生万金之家者、而為常人所不可企焉、今汝非受官府之資、又非生万金之家、僅携数百金、以学業於米国、世之怪汝、良有故也、余苟為汝父、安得不怪之、而仕汝不怪者、又良有故也、□学業之成否、在志気、志気確則百折不已、志気不確則一跌且倦、然而艱苦確志気之源、貪薄嘗艱苦之地、自古英傑多出於貧家者、蓋其由之也、今汝数百金、以倣万金之人、其貪薄可知也、其艱苦可期也、夫期艱苦、故志気確、汝之学業於米国、無乃勝万金之人乎、古人曰見子不如父、余顧不誤汝、

明治十九年五月十五日、原田種徳

原田は、渡米後、初めニューヨーク州ポーキプレーで英文学を学んだ。[11] その後、彼は、福澤の長子一太郎が明治一七年に入学したりして、当時義塾との因縁が浅からぬものがあったコーネル大学[12]に入学し、法律学を専攻した。原田のコーネル大学入学の経緯については、『時事新報』明治二〇年一一月五日付雑報欄に、次のような記事が掲載されている。[13]

◎原田敬吾氏　同氏は初学の頃より三田慶應義塾に在りて勉強の功を積み一昨十八年の七月卒業の後は海外遊学の志

を立て米国に向て出立せしは昨十九年四五月の交なりしが今度同国イサカ府なるコーネル法律大学に入りたる由にて社友の許へ寄せし手紙の端に曰く小生事は久々桑港に在りしが此たび法律学を修むることとなし然るべき学校をと種々問合せたる上イサカ府のコーネル法律大学こそは当国傑指の一にて法学を攻むるには屈竟の所なる趣き承り候に付き早速イサカへ罷越し入学試験の準備に取掛り候中ドクトルヨンハンスの勧めに任せ同校の書記まで小生修業の履歴書を差出せしに小生丈けは無試験にて入学するを得べしとの挨拶あり誠に意外の幸ひを受け申候是れ全く我福澤先生の名と共に義塾の評判が遠く三千里外の当地にまで知れ渡りたる故かと存ぜられ候間喜びの余り其コーネル法律大学へ差出せし書面を左に付戴仕り候

私は日本東京にて慶應義塾と称せる福澤先生の学校に在りて高等の教科を修むること凡そ四年にして卒業証書を得たる者に付き格段試験なくともコーネル法律大学に入るべき資格は十分之れ有る儀と自信仕り候間なほ別紙教科の書籍をも参考のため一覧可被下候云々

慶應義塾の学問的名声が当時すでに遠くアメリカにまで聞こえていたせいであろうか、原田は無試験でコーネル法科大学に入学を許可されたのである。在学すること三年、明治二二年、彼は優秀な成績で同校を卒業した。『現今日本名家列伝』[14]によれば、

〔君は〕コーネル大学に入りて深く法律学を専攻す、在学三年にして遂に法律学士の称号を受く、当時君が卒業論文として提出したる日本条約論たるや議論正確、着想卓絶、米国の学界に非常の好評を博し、コーネル大学は最も貴重なる名誉賞を与ふるに至れり

とある。

明治二二年の晩秋、原田はコーネル大学の法学士「バッチェロル、オブ、ロー」[15]の学位を得て帰国した。翌明治二三年、彼は代言人試験に合格し、代言人資格を得[16]、二四年には京橋区左衛門町に原田代言人事務所をおき、開業した[17]。その後、明治二六年五月一日の「弁護士法」の施行により、彼は弁護士となり、東京弁護士会に所属

することとなった。東京弁護士会は、同年五月八日に創立されたが、翌六月四日の役員選挙会で、会長以下役員人事をめぐって選挙派と抽籤派との間で対立が起こった。このとき原田はいずれの派にも属することなく、無所属会員として行動したが、役員選挙にあたっては一五名からなる「選挙掛」の一員として活躍した。[18] さらに、日本弁護士協会が明治三〇年二月一五日に創立されたとき、彼は、選挙によって、五〇名からなる評議員の一員に選出された。[19] 弁護士としての原田は民事を得意とし、[20] とくに「はじめの頃はずい分国際的な特許関係の仕事だけでも沢山あって莫大な収入があった」らしい。[21] 明治四四年前後には、明治石油株式会社監査役もつとめている。[22] 明治二三年から二四年までは、原田は、弁護士業のかたわら、慶應義塾の普通部で、そして明治二四年には同年五月開設の同商業学校（商業夜学校とも呼ばれた）で教鞭をとった。[23]

原田は、明治二二年一二月二一日の第二九二回三田演説会で、「桑港在留日本人問題」と題して演説し、留学のため中断していた演説活動を再開した。さらに明治二三年一〇月の三田演説会の改組とともに、毎月一回ないし二回演説を行なう「正員」となり、しばしば演壇に立ったが、同二五年三月一三日の第三一四回を最後に、三田演説会から姿を消している。[24]

(1) 原田敬吾の略歴については、日本力行会出版部編纂『現今日本名家列伝』（明治三六年）「は」八八ページ、『人事興信録』（人事興信所、明治四四年、第三版）「は」五一ページ、『現代人名辞典』（中央通信社、明治四五年）「ハ」四三―四ページ、最近のものでは、会田倉吉「慶應義塾とコーネル大学」（『史学』、第二九巻一号、一九五六年五月）、一〇―一三ページ、富田・丸山前掲書、一六〇ページ参照

(2) 原田種徳については、大槻四郎編『明治過去帳』（東京美術）、一二二九ページ参照

(3) 弄花事件については、楠精一郎「明治二十五年・司法官弄花事件」（手塚豊編著『近代日本の新研究Ⅵ』、北樹出版、昭和六二年）参照。

(4) 武藤も原田と同年の慶応三年三月一日生まれで、明治一四年に入塾し、同一七年に卒業した後、同一八年に渡米して同二〇年に帰朝しており、原田と同じような道をたどった。

(5) 慶應義塾所蔵『入社帳』一三の一七

(6) 前掲「現今日本名家列伝」「は」八八ページ
(7) 慶應義塾福澤研究センター所蔵カード「原田敬吾」
(8) 『慶應義塾百年史　中巻（前）』（慶應義塾、昭和三五年）、一五三ページ以下参照
(9) 『三田演説日記』（全四冊）第三号
(10) この「送敬吾文」は、種徳自身が「静岡地方裁判所」の名前が印刷されてある事務用縦罫紙に毛筆で認めたものである。原田泰三氏のご好意により、ここに掲載する。
(11) 前掲「現今日本名家列伝」「は」八八ページ
(12) 会田前掲書
(13) この記事は、会田前掲書が初出である。
(14) 前掲「現今日本名家列伝」「は」八八ページ
(15) 『明治二三年度付二四年度前半期　慶應義塾学事及会計報告』（慶應義塾福澤研究センター所蔵）、一六ページには、原田の肩書は、「バッチェロル、オブ、ロー」となっており、前掲「現今日本名家列伝」「は」八八ページでは、「米国法律博士」となっている。
(16) 『東京弁護士会史』（昭和一〇年、東京弁護士会事務所）に掲載されている「東京弁護士会歴代会員一覧」には、「原田敬吾」の名は、「明治二三年免許」のなかの「試験免許」者のなかに入っている（七七七―九ページ）
(17) 富田・丸山前掲書、一六〇ページ
(18) 前掲「東京弁護士会史」、一一四―五ページ参照。同書六六一ページおよび六六五ページによれば、原田は、東京弁護士会図書館に、大正三年には「洋書八種」、同四年には「徳川御成敗式目　古写本一」を寄贈している。
(19) 同書一一六―九ページ参照
(20) 前掲「人事興信録」「は」五一ページ
(21) 小林前掲書、二八〇ページ
(22) 前掲「人事興信録」「は」五一ページ
(23) 前掲『明治二三年度付二四年度前半期　慶應義塾学事及会計報告』、一六ページには、「普通部教員姓名　自明治二三年一月至二四年七月」のなかに、「バッチェロル、オブ、ロー　原田敬吾」の名がある。また、同書二四ページには、「商業夜学校職員姓名」のなかに、同校開設当初の教員として原田の名が記されている。しかし両校においていかなる科目を担当したのかは明らかではない。内藤智秀氏によれば、英語であったという。原田は、しかしながら、両校の教員を、なにかの都合でまもなく辞職した。『自明治二四年八月至明治二六年七月慶

應義塾学事及会計報告』、二二ページには、「普通部教員姓名」の、そして同書四六ページには、「商業学校教員姓名」の「辞任セシ者」のなかに原田の名が入っている。

(24) 前掲『三田演説日記』参照

三

原田は、明治の終り頃から、弁護士の仕事はほどほどにして、しだいに古代オリエント研究に傾倒し始めるようになった。原田の門下生の一人、小林俊三氏（元最高裁判所判事）は、当時の原田を回想してつぎのように語っている。[1]「原田氏には子がなかった。そのためかどうか私の特に近づいた頃は、夕方三時から四時頃に事務所に出勤し、顧問先の人々や事件の依頼者にまとめて面会し、法廷は次第に出るのをやめ、大正の七、八年頃は全く法律上の相談にのるだけであった。そして自から古代学（Archaeology）と名づけた学問に没頭し、ギリシャ、ローマ、エジプト特に中近東、イラン付近の文明を探り、バビロンに首を突っこんでしまった。原田さんはこれをバビロン学と称し（Babilonology）、英仏独の書物を自由に読破し、またギリシャ、ラテンの文章も相当にこなしていた」。彼のオリエント学への情熱はすさまじかったらしく、「超凡脱俗居士」の異名をとるにいたったという。[2]

原田は、どのような興味から古代オリエント学の研究に入っていったのであろうか。このことについて、大正六年七月二一日のバビロン学会の創立会の席で、原田自身がつぎのように語っている。[3]

バビロン学の研究を志すに至りしは今より殆ど七八年前のことにして、初めて「ハムラビ法典」を読みたるに始まり、これよりバビロン学の研鑽を思ひ起してこれが歩を進めたり。併し斯学の歩を進むるにつれて、今日楔形文字の解釈につきては、英国派と独逸派とありて互に相異れる解釈をなせり、而して真に楔形文字を解釈するに都合よきものは、これ等英独人にあらずして、却て極東に於ける我が国人なることを知るに至れり。……又バビロン学を研究せし結果

として、日本とバビロンとの関係の大なるものあることを発見するに至れり。即ち人間の容貌の点に於ては、目と鼻とは両者よく相類似し、又日本の神話、言語、地名、人名、風俗、数字等の中にバビロン系の要素の多きことは争ふべからざることにして……。」

原田の古代オリエント学研究のきっかけは、一九〇一年に発見された世界最古の法典といわれるハムラビ法典との出会いに始まった。前述のように、原田は明治一八年の義塾卒業の年にすでに、三田演説会において「歴史学」と題して演説をしているところからみて、もともと歴史には興味を抱いていたであろうことが推察されるが、内藤氏によれば、法律家であった原田は、法律の歴史を知らずして、法律を知ったことにはならないと考えていたという。原田にとって、法学研究は法の歴史的研究と連動していたのであろう。その原田にとって、ハムラビ法典の発見は、当然、その知的興味を呼び起こしたにちがいない。彼は、ハムラビ法典を深く研究するために、古代オリエント史全般の研究に手を広げていった。そのうち彼は、バビロン民族と日本民族との間に、容貌、神話、宗教、伝説、風俗、習慣、工芸、言語その他の点で類似性がみられることに気づいた。そして、そのあまりの類似性のゆえに、原田は、両民族の祖先は同じではないだろうか、もしそうだとすれば、遠い昔にバビロン民族の一部が日本に移住してきたのではなかろうか、と推測するようになるのである。かくしてバビロン学の研究にもっとも相応しい民族は日本人であるということになる。以上のような原田の確信は、法律家である彼に、バビロン法と日本民族固有法との比較研究に向かわせた。しかし、彼においては、その両法の比較は、両法の相違ではなく、類似、さらにいえば、同一性を明らかにしようとするものであったと思われる。したがって彼にとって、バビロン法、わけてもハムラビ法典の研究は、日本民族の固有法の研究と重なり合った、否、ハムラビ法典を研究することは、日本民族の固有法を研究することと同一であった。しかしそれに止らなかった。彼は、ハム

ラビ法典の研究に、それを究極的には日本の実定法の解釈、将来の立法に役立てようという実践的な目的を与えていた。原田にとって法史研究は、まさに法学研究を意味していたのである。

原田はこのことについて、論文「日本とバビロン」において、[4]

> 日本民族固有法とバビロン法との関係は最も重要なる題目にして、之れが研究の究極の結果は多数判例の根底を覆へし、成文法の解釈を一変し、将来の立法に向て主義方針を改めしむるものなきを保せず。然れども是れ予が専門の研究科目なり。

と語っている。

原田は、古代オリエント研究を進めてゆくうちに、古代オリエント研究を目的とする学会を設立し、組織的かつ比較的に研究を行なう必要を痛感した。大正五年一〇月、彼はついに意を決して、バビロン学会の設立の計画を発表し、「バビロン学会設立趣意書」および「バビロン学会定め書」千部を印刷、配布して、各方面にその賛助を求めた。しかし、「事余りに現在と離れたるを以て、或いはこれを省みざるものもあり、或いは却て其の故にこれに加入するものもあ」ったりで、その反応は様々ではあったが、ともかくも創立会が開かれるまでには、二九名のいろいろな職業の篤学の士を会員として迎えることができた。[5]

原田はまた、バビロン学会の設立と同時に、その機関誌の発行を決定した。原田は、尊敬する「バビロン学研究の開祖ローリンソン氏が、ベヒスツン巌壁上の楔形字碑文を摹拓して遂に斯学研究の基礎を確立したるその七十周年の大正六年七月を以て、機関雑誌『バビロン』の第一号を発刊する」こととしたのである。[6]

大正六年七月二一日、ついに原田は念願かなって、バビロン学会の創立会の開催にこぎつけるに至った。創立会は、同日午後六時より一五名の会員を集めて行なわれた。[7] 続く同年八月二〇日、機関誌『バビロン』第一号が

発行された。機関誌『バビロン』の創刊についても、「最も悲観すべきものはわが微志のある所を察せず、芸の雑誌か学問の雑誌かなどと冷評せるものもあり」[8]と原田自身が語っているように、なかなか一般の理解が得られず、苦労もしたようである。

『バビロン』創刊号には、冒頭に、原田の創刊の言葉が掲載されている。

創刊私語

古代研究に没頭するものは、往々一種の狂癖を以て迎へらる、那そ知らん、彼れは最も善く現代を研究し、将来を思索するものたるを。

現代は過去の反映なり、将来は復た現在の反映なるへし。試みに過去より現在に向けて人文推移の傾斜線を画せは、即ち是れ、現在より将来に向けて画すへき傾斜線の草稿ならすんはあらす。斯くして過去の発端より将来の終点まで、三世を通して合理的に画さるる一線こそ、社界問題の一切を解決すへき管鑰にして、また人世の帰趣を直指すへき磁針なれ。

現代の空気を呼吸するに慣れてその香臭を覚らす、目前の事物に憧憬してその本体を疑はす、沙上に伽藍を建立して得々たる一派の学徒は、現代の観察に於て、はた将来の測度に於て、謬見に陥らすんは甚た僥倖のみ。

今、吾曹は過去の発端として　バビロンを研究せんと欲す、吾曹を目して狂癖の徒となすものに向って、己れ自身の狂癖より済はれんことを切望しつつ。

同志に代りて

大正六年七月　　原田敬吾記す

ところで、この記念すべき「バビロン学会」の設立に財政的な支援を与えたのは、後に鐘ヶ淵紡績会社の社長となった武藤山治であった。内藤氏によれば、原田は一九〇一年にフランス隊によって発見されたハムラビ法典のことを知り、その研究こそ法律学研究の出発点でなければならないと考えて、まずその翻訳から始めようと決

意し、そのことを、当時同社専務取締役であった武藤に打ち明けて、そのための財政的な援助を依頼したところ、武藤は快諾したという。原田と武藤とは、前述のように、慶應義塾には同じ年に入学し、卒業後は二人ともアメリカに留学して、当地でときどき会っては食事をする仲であり、帰国してからも交際が続いて、その関係で、原田は、当時、鐘紡の法律顧問をしていた。武藤は、一九一六年に学会に三万円を寄付し、その後も毎月数百円を寄付し続けた。[9] 寄付金は、学会誌『バビロン』の編集費、学会の会合費、図書購入費や研究員への研究費（一人あたり二〇円程度）として使われた。バビロン学会の事務局は当時、京橋区南鍋町一丁目四番地にあった原田法律事務所におかれ、学会の蔵書もここに収められた。原田は、「バビロン学会世話人」と称して学会を主宰し、「古代学研究所」と名づける会合を作って、毎水曜日および毎月最終休日に、研究成果を発表しあった。[10] 会合には常時数名が出席し、とくに月例会では、報告者は、数枚からなるカーボン筆写のレジュメを作成して、それに基づいて発表し、報告後は活発な質疑応答が行なわれた。[11]

学会は、原田を中心に、松本重彦（後の中央大学教授、本塾文学部国史講師）、小林俊三（後の最高裁判所判事）、渋沢昇三（弁護士）、酒巻芳男（宮内書記官）、内藤智秀（後の聖心女子大学教授、本塾文学部博士号取得）、沼田頼輔（紋章学者）、三淵忠彦（後の最高裁判所長官、本塾法学部講師）らの若手を研究員として運営された。彼らは、原田の学問への情熱にうたれて研究員になってしまったという。小林氏は語っている。「私が弁護士となって〔原田先生のところに〕挨拶に行くと〝事件をいくらやってもそれは大したことではない。深く学問をやらなくては本当の弁護士とはいえない。金になるならぬと学問は関係がない〟といって、しきりに学問に打ちこむことをすすめられました。[12]」と。各研究員は、原田がバビロン、アッシリア、エジプト等の古代文化史、松本がメソポタミア古代史、小林がバビロニア、ギリシア、ローマ古代史、酒巻が古代、とくに歴史以前の文化史、内藤がトルコ古代史、沼

田が日本の紋章史、そして三淵が西洋家族制度史というように、それぞれの専門研究領域を決め、報告した。原田は自分自身で打った英文もしくは独文の数頁もしくは一〇数頁にわたるタイプのレジュメを用意し、ときには英語で報告したという。

学会はその後、会員数も増加して、大正八年末までには七一名にもなり、機関誌『バビロン』も第四号（大正八年一二月一日）まで発刊され、順風満帆にみえたが、大正一二年、突然、不幸が見舞った。この年、関東地方を襲った大震災によって、大正八年に京橋区南鍋町から同区日吉町一九、二〇番地に移転していた原田法律事務所におかれていた学会の蔵書が焼失してしまったのである。原田の心中の思い、いかなるものであったろうか。落胆か絶望か。しかし学問への情熱は彼を再起へと立ち向わせた。原田は一年後、当時を回想し、絶望をのり越え再出発すべく、新たな学問への決意を、つぎのような詩に歌いあげた。

咄々、かの老ひたる窮措大、何ぞ其れ稚気の満々たるや。浮世の霜に沐浴するとき、梢にのこる渋柿さへ渋々ながら爛熟するに、半百歳の秋を閲歴してのち、生硬むかしに還りて青柿の青々しくも化しつる彼れかな。

そは転生したればなり、大正十二年九月一日の夜半、突忽爾として転生したればなり。その夜ふけて十一時に垂んたるまで、迦具土の跳梁に直面しつゝも神の殊恩に信頼して動かざりし日吉町の一廓、不意に内幸町より外濠を踰えて来れる燎原の火に襲はれ、学会の危難目睫の間に迫りしかば、遽かに結束して起ちたる彼れは手近の空地に就いて避難所を求めたれども、往くさきざきに起る火災に追はれて遷転また遷転最後に烏森町の街角を立退くころには三面に猛火ありて纔かに遁路を南方に余すのみ。しかも追ひくる火の勢迅速にして躊らふ隙のなかりしまゝに、傷ましくも怨めしき思ひして図書の大部分を路傍に棄て、貴重の若干、携帯に堪ゆるほどを留めて従者に托し、身に替へて救ふべかりける書類の四つの包を束ねて前後に振り分け、肩に喰ひこむ紐の痛みを喞ちもあへず、露月町の大通りを真一文字に、難を芝公園に避けんとして馳せゆけば、新たに宇田川町附近より起りし火の急に拡がりて前路を塞ぐに会ひ、

転じて裏通りなる新銭座町をひたばしりに走る間に奇しく妖しき風は火の魔をさそひて早くも行くての片側を焼きけり。濛々として渦巻く黒けむりは路上に漲り、爛々燃えも止まぬ大小の火片は雨よ霰とふり注ぐ。住民の総ては疾く立退きて在らず、従者を顧れば一人として踵かず、半丁ばかりの前きを駈けたりし巡査の軈て煙の中に隠れし後ろ姿こそ最後の人影なれ、逃げよ々々と徇れたりし其うら悲しき叫びの消えぎえに遠ざかりしこそ最後の人聲なれ。四辺閑寂のたゞ中に燃えあがり燃えさがる火焔の喘ぎ、灼き裂け灼き砕かるゝ木竹の呻きのみぞ物凄じう聞ゆる。嵩高とも雄大とも局外にあらば形容すらん、今は迂廻すべき道路を有たずして、ソドム、ゴモラの末期を目前に示す大なる焚滅の前に、たゞひとり取残こされし小なる彼れの、夏の夜の虫ならなくに、自ら火中に投じて突貫せんとするとき悲壮究はまりなく、乾坤を一擲して生死を決賭するとき凄惨喩ふるに物なし。幾たびか煙に咽びて顛ばんとするを堪えしのび、炙られんとする火焔の下を潜りぬけ々々々々、焦がされんとする火の粉の雨を振り払ひ々々々々帽子はやくるとも、上衣は爛るゝとも、天佑なればこそ、冥護ありければこそ、二箇所の火傷を負ひたる外に何事もなくして死線を突破したりけり。疲れはてし身の蹣跚跟蹌として公園に辿りつき、立錐の地もなきまでに避難者をもて満ちたる芝生の隅、松のした露に片折敷きて口癖にせるイニム、イニンマ経典中の一句を黙誦しつゝ思ふに、あはれ九死の中より儲へられにし一生は何にせんずらん宿命ぞや。ワルレンシタインの故る事に比するは烏滸がましけれども、五十五年にあまる長夜の夢の一時に覚めて蕩然として理想の新生活に入らざらば、神の冥罰はさもあらばあれ、自己が生存の意義を奈何にかせん。仰きみれば空天一片下弦の月、玲瓏彼れが心に通ひて悠々西を指してぞ傾く。生はもとの儘、霊感は維れ新た、現世の裡に転生して純真無垢の一生面を混沌たる今の学術界に観るべく闘はんと企図するとき、知らず、人は彼れを目してユウトピストの亜流とせんか。然り、彼岸遼遠にして白雲万里、道途嶮難にして銀山また鉄壁、少くとも是れ畢生の業なりけり。玆に回顧すれば一裘葛、彼れが齢ひもまた甫めて一歳、稚心恍惚として未だ大に為す所ある能はずとはいへ、請ふ這の孩児の蘊蓄する意気を看よ、班白にして皺面なる這の怪孩児の清新にして満腔の意気を看よ。

大災一周年の当日バビロン学会の仮研究室に於て原田敬吾自ら題す[13]

原田自身の古代オリエント史研究への学問的情熱はいささかも老いをみせなかったとはいえ、関東大震災によってバビロン学会がうけた痛手はあまりにも大きかった。もはや学会の組織的活動は不可能となった。その後は、原田の自宅でかろうじて焼け残った蔵書をもとに、原田が中心となって有志の人々による個人的研究を続けることとなった。そして最後には、原田、酒巻、そして、現在古代オリエント史研究の第一人者として活躍されている杉勇氏（元東京教育大学教授）の三名だけの会合となってしまったという。そしてその会合も、原田の死によって開かれなくなり、ここにバビロン学会は、自然消滅してしまったのであった。

（1）小林前掲書、二八〇ページ。野村正男『法窓風雲録（上）』（朝日新聞社、昭和四一年）、三七五ページも参照のこと。なお、小林氏の父謙一郎氏（三七歳で死亡）も、明治五、六―一〇年に慶應義塾で学んだ人だという。
（2）原田敬吾跋・酒巻芳男著『歴史以前』（岡書院版、大正一四年）、二ページ
（3）『バビロン』第一号（大正六年八月二〇日）、「会報」（野口保市郎記）、二―三ページ
（4）原田「日本とバビロン（上）」（『バビロン』第一号、二五ページ）
（5）前掲『バビロン』第一号、「会報」一ページ。初め、会費は年五円としたが、後、二円五〇銭とした（『バビロン』第三号、「会報」（「原田敬吾記）、三ページ
（6）同書一ページ
（7）同書一―三ページ
（8）同書三ページ
（9）三笠宮前掲論文九ページ
（10）酒巻前掲書、序、三ページ。学会は、あるときはバビロン学会、あるときは古代学研究所といわれたりしたらしいが、酒巻も「バビロン学会と古代学研究所の関係は今以て自分にも判らない」（三ページ）と語っている。
（11）月例会の模様については、三笠宮前掲論文九―一〇ページ参照
（12）野村前掲書三七五ページ
（13）杉勇氏のご好意によりここに掲載する。

四

昭和一一年一〇月二七日、原田は他界した。『時事新報』同二九日付夕刊は、彼の死をつぎのように伝えている。(1)

原田敬吾氏

弁護士原田敬吾氏は肝臓癌を病み療養中の所、二十七日午前六時死亡、享年七十、告別式は二十九日午後一時から二時迄、芝青松寺に於て執行、氏は慶應義塾卒業後、米国コーネル大学に学び、帰国後弁護士を開業、晩年は西洋古代史の研究に没頭し、特にバビロン学の造詣が深かった。

また、原田家は同紙に死亡広告を掲載した。

原田敬吾儀病気之処本日午前六時四十分死亡致候に付此段謹告仕候

追て告別式は来る十月二十九日午後一時より二時迄芝区愛宕町青松寺に於て相営可申候

東京市芝区白金三光町二七六番地

喪主　原田泰三

親戚総代　遠山称三郎、和仁貞吉、斎藤良八

友人総代　川崎八右衛門、原嘉道、門下生一同

原田は公私のけじめをはっきりとつける人だったらしく、内藤氏によれば、門下生には常日頃から、「私生活には関係してくれるな」と言っていたそうである。杉氏も原田は「ハムラビ法典の話しかしなかった」と話しておられる。このような事情から、そして原田には子供がいなかったこともあって、原田の周辺についてはヴェールに包まれたことが多い。原田については、小林氏の語ったものが唯一あるだけである。(2) 以下に、多少長くはな

るが、これを引用することにしよう。

原田氏の家は今の渋谷の道玄坂上左折大和田小学校の付近であった。相当の広さでその一角に剣道の道場を設け、多くの少年子弟を鍛えていた。……原田氏の剣道は馬庭念流というもので、きわめて戦闘的で、いわゆる試合的技術は排斥した。……まるで喧嘩のように互に容赦しないで打ち合っていた。……原田先生は、ざん切頭の赭顔でやや角ばった、しかしどこか慈眼をたたえた教養の高い感じを少年の私に与えた紳士であった。……原田氏夫人は私が近づきになってから何度かお会いしたが若いときはさぞ美人であったろうと思えた。原田氏には子供がなかった。……

原田敬吾先生は……西洋的知識の方が厚いように思われるが、じつはそうではなく、和漢の学に通じていること深く、特に私が長い間の聞き学問では、江戸文学に通ずることは大したものであったようだ。のみならず原田氏は、道楽の方も実践的に深かったらしく、新内は堂に入ったものであると聞いた。……しかし先生はそんなけぶりはおくびにも出さなかった。

原田がその生涯において残した研究業績は多くはない。未発表論文は、書物ともども大半を関東大震災で焼失してしまったためもあろう。彼の著作を年代順に記せば、以下の通りである。

一、米ジョン・エリヲット・ボウエン著、原田敬吾訳『内地干渉埃及惨状』（博文堂、原田庄左衛門発兌、明治二三年一月）（旧上野、内閣文庫所蔵）

一、「日本とバビロン（上、中の一、中の二）」（『バビロン』一―三号）

一、「世界最古の成文法所謂シュメーリア家族法の原文及訳解（完）」（『バビロン』一号）

一、「ネブカドネザル王が即位式に於ける祈願の原文及び訳文（完）」（『バビロン』二号）

一、「文明の揺籃（前・後）」（『バビロン』三―四号）

一、「月の観測に就て天文台長官より王に上りたる報告書の原文及び訳文（完）」（『バビロン』三号）

一、「チグラートピルエセル第一世か狩猟記の原文及び訳文（完）」（『バビロン』四号）
一、「バビロニアの神道」（『国学院雑誌』二八巻八号、大正一一年八月）
一、「酒巻君の新著の後りへに」（原田敬吾跋、酒巻芳男著『歴史以前』（図書院版、大正一四年一一月二五日）所収）
一、「マアンイシトス王の方尖塔に関する研究」（出版社、出版年月不詳）[3]

以上のような原田の研究は世の認めるところとなり、原田は、原嘉道博士、長島鷲太郎博士などから法学博士の推薦をうけたが、これを固辞したという。[4] 古代オリエント法史の研究を完成できなかったという、彼の学問的良心がそうさせたのであろうか。

原田の主宰したバビロン学会からは、後に法曹界、学会を背負うことになった人材がきら星のごとく輩出した。法律家としての原田は、後の最高裁判所長官の三淵忠彦、後の最高裁判所判事の小林俊三らの後継者を得、古代オリエント史家としての原田は、今日、わが国の古代オリエント史の第一人者である杉勇らの後継者を得た。この意味で、原田の精神は、現在でも生きているといえよう。

古代オリエント史に関する原田の蔵書は、その遺言によって杉氏に譲られ、その他の蔵書は、遺族の意志により慶應義塾に寄贈されたという。杉氏の下には、現在も原田の蔵書が保存されているが、義塾に寄贈されたとされるものの所在はいまだ確認できていない。

原田はいま、港区芝愛宕町青松寺に、両親とともに静かに眠っている。[5]

（1）原田の死亡記事は、『朝日新聞』（昭和一一年一〇月二八日付）、『三田評論』四七二号（昭和一一年一二月）、七七ページにも掲載されている。

(2) 小林前掲書二七八ページ以下

(3) 原田慶吉『楔形文字法の研究』(清水弘文堂書房、昭和四二年再版)、一一ページに、「筆者参照不能」とあり、筆者も未見。

(4) 小林前掲書二八〇―三ページ

(5) 青松寺に原田家の墓碑がおかれているのは、原田が、父種徳が死亡した当時、たまたま青松寺の顧問弁護士をしていた関係で、そこを原田家の墓地と定めたためであるという。墓碑にはつぎのように刻まれている。

原田種徳　秋田藩士　祖父種正　父種仁　従四位勲三等　大審院判事　明治四十四年九月十二日没

原田信三　種徳二男　大正十四年一月十日没

原田恭助　種徳四男　昭和七年七月十五日没

原田きぬ　敬吾妻　昭和十年五月二十七日没

原田ヨシ　種徳妻　昭和十年九月五日没

原田敬吾　種徳長男　昭和十一年十月二十七日没

(以下省略)

(追記)　本論文作成にあたっては、慶應義塾大学法学部名誉教授の手塚豊先生、東京教育大学名誉教授の杉勇先生、聖心女子大学名誉教授の内藤智秀先生、ご遺族で青巒社代表の原田泰三氏、そして筆者のゼミの諸君にご教示とご協力をいただいた。ここに感謝したい。